

業務仕様書

1 業務名

南区役所トイレ設備改修に係る建築業務

2 履行期間

契約後に委託者と受託者が協議で定める日から令和5年3月24日（金）まで

3 対象施設の概要

(1) 名称（所在地）

南区役所（札幌市南区真駒内幸町2丁目2-1）

(2) 竣工年月日

昭和47年12月15日

(3) 規模

延べ床面積 4323.52 m² 地上3階建て

(4) 職員数

約260人

(5) 1日当たりの平均来庁者数

約1,000人

(6) 開庁時間

休日等（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで））を除く午前8時45分から午後5時15分まで

4 業務場所

対象施設内の各トイレ（別紙1「各階案内図」、別紙2「各トイレ詳細図」）

5 業務内容

委託者が別に発注する各トイレの設備更新等（以下「別発注業務」という。）に伴う次の建築業務を行う。各項目囲み内は規格等を示す。

(1) 1階車いす対応トイレ（男女共通）に、別発注業務により洗浄水栓付き背もたれ

を設置するため、コーナーにライニングを新設する。

壁：（下地）LGS65型、L=800、H=1,200程度
（仕上げ）化粧フレキシブルボード貼t4.0(ジョイナー共)PBt12.5捨貼共
（巾木）ビニル巾木H=100
天板：化粧フレキシブルボードt4.0（ジョイナー共、PB12.5捨貼）、背もたれ取
付下地共

- (2) 1階車いす対応トイレ（男女共通）に全身鏡を設置する。

300cm×1500cm×15.5cm程度 フレーム：アルミ製
参考品：TOTO YMK50K

- (3) 1階車いす対応トイレ（男女共通）にフックを設置する。

36cm×82cm×38cm程度 耐荷重10kg程度
本体：アルミ製 先端：合成ゴム製
参考品：TOTO YKH22

- (4) 1階車いす対応トイレ（男女共通）扉にサインを設置する。

平付き 150cm×150cm×5cm アクリル製
参考品：日本ハートビル工業 PHA155
表示内容：車いす、オストメイト

- (5) 1階トイレ（男女共通）入口扉外側にサインを設置する。

突出型 150cm×150cm×15cm（板厚5） アクリル製
参考品：日本ハートビル工業 PTAS155
表示内容：車いす、オストメイト

- (6) 1階男性用車いす対応トイレのベビーチェアを撤去し、1階男性用洋式トイレのコーナーに設置（移設）する。

撤去時にビス穴が残る場合はプレート等で目隠しする。
移設箇所の下地の状況に応じて補強を行う。

- (7) 1階男性用車いす対応トイレにベビーベッドを設置（新設）する。

横780mm×奥行135mm（使用時560mm）×1145mm（使用時950mm）程度
 使用上限重量：30kg程度 下地の状況に応じて補強を行う。

(8) 和式トイレ（各階・男女共通）の扉を内開きから外開きに変更する。

(9) 床（各階・男女共通）の張替えを行う。

- ・ 1階女性用トイレについては既存ビニルシートを撤去する。
- ・ 既存タイル表面目あらし、排水目皿・掃除口金物廻りタイル・モルタルの撤去を行う（350角、深さ30mm程度）。
- ・ 床樹脂モルタル塗り（t1～2mm、カチオン系アクリル樹脂）を行う。
- ・ 排水目皿・掃除口金物廻りは、水勾配モルタル成形を行う（350角、深さ30mm程度）。
- ・ 床ビニルシート張り。無地t2.0織布積層ビニルシートFS一般床 熱溶接工法
- ・ 手洗い足回り、金物廻り等にシーリング。一般部、2成分形変成シリコーン計（MS-2）20×15

(10) 作業前後に次の4か所で別紙4に示す要領に従い揮発性有機化合物の室内濃度測定を行う。

フロア	測定箇所		備考
	男性トイレ	女性トイレ	
1階	○	○	2階及び3階の計測箇所は、施工スケジュールを踏まえ、委託者と協議して決定すること。
2階	いずれかの	いずれかの	
3階	フロアで計測	フロアで計測	

6 作業における注意事項

- (1) 扉、ベビーシート等の可動部が正常に動作することを確認すること。
- (2) 作業員は、会社名の入ったネームプレート又は腕章等を着用すること。
- (3) 搬入経路や既存設備等に必要な養生を行うこと。
- (4) 使用する建材等は、揮発性有機化合物の発散が少ない部材の使用に努めることとし、別紙3の要件を満たすものであること。
- (5) アスベストの飛散が想定される作業を行う場合には、アスベスト含有建材（レベ

ル3) とみなして防塵処置等を適切に行うこと。

7 作業工程

- (1) 別発注業務では、5に示したほか、照明器具の更新、和式トイレの洋式化等を行うことから、別発注業務の受注業者及びその他に委託者が発注する業務の受注業者と作業日時、場所が重複する場合があるため、受託者は、委託者及びこれらの受託業者と事前に調整した上で作業工程を組むこと。
- (2) 作業期間中はトイレの使用を制限することから、来庁者が利用できるトイレがなくならないよう、各階ごとに作業工程を分けること。

8 安全管理

作業に当たっては安全管理を徹底し、来庁者、職員及び作業員の安全を十分に確認すること。

また、事故（周辺物に破損等を含む）があった場合は、速やかに委託者に報告することとし、受託者自ら瑕疵のある事故に関しては、一切の責任を負うこと。

9 環境負荷の低減に関する事項

本業務履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気、水道等の使用に当たっては、節約に努めること。
- (2) ごみの減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用する。

10 撤去部材の処分

- (1) 発生材（建設副産物）の処理にあたっては、関係法令に従い適正に処分すること。
産業廃棄物となる発生材は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を用いて管理・処分し、処理後、マニフェストの原本及び計量伝票を用いて、委託者より適正処理の確認を受けること。
- (2) 建設副産物の処理方法先は下表のとおりとし、原則として札幌市内の処理施設を、「札幌市産業廃棄物処分業許可業者名簿」（札幌市環境局ホームページ参照）から指定すること。ただし、(※) で示す副産物については市外に搬出すること。

搬出先	種別
再資源化施設	アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、コンクリート塊（モルタル付着）、コンクリートブロック（建築用）、インターロッキング

	ブロック（着色含）、金属くず、木くず（建設廃材）、剪定枝等生木、廃プラスチック類、蛍光管類、廃石膏ボード（条件有）、汚泥（無機性）
その他の施設	がれき、紙くず・木くず・繊維くず、ALCパネル、混合廃棄物、廃石膏ボード、アスファルト防水材（※）、非飛散性アスベスト成形板（※）

11 提出書類【提出時期】

(1) 次の各書類【着手時】

- ア 作業計画書（施工手順、使用材料及び安全データシート、安全管理計画、仮設計画図を含む。）
- イ 作業責任者及び作業者名簿
- ウ 連絡体制表
- エ 作業工程表

(2) 次の各書類【業務完了後】

- ア 完了届（本市ホームページに公開する共通ファイルを使用して作成すること）
- イ 作業報告書（打合せ記録や調査報告等、業務の遂行に当たり必要となった資料）
- ウ 作業写真（作業前、作業中、作業後の工程が確認できる写真）
- エ 5-10により実施した揮発性有機化合物の室内濃度測定結果

(3) その他委託者が指定する書類【随時】

12 その他

- (1) 本業務に必要な部材及び水、電源、雑材、消耗品等は特記されているものを除き、すべて受託者が調達すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、関係法令を遵守すること。
- (3) 本業務の実施に関し疑義がある場合は、事前に発注担当と文書による協議を行うこと。協議後は速やかに記録簿を作成し提出すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方の文書による協議により定める。

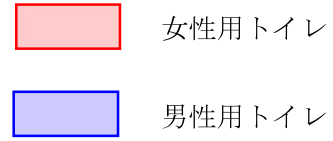
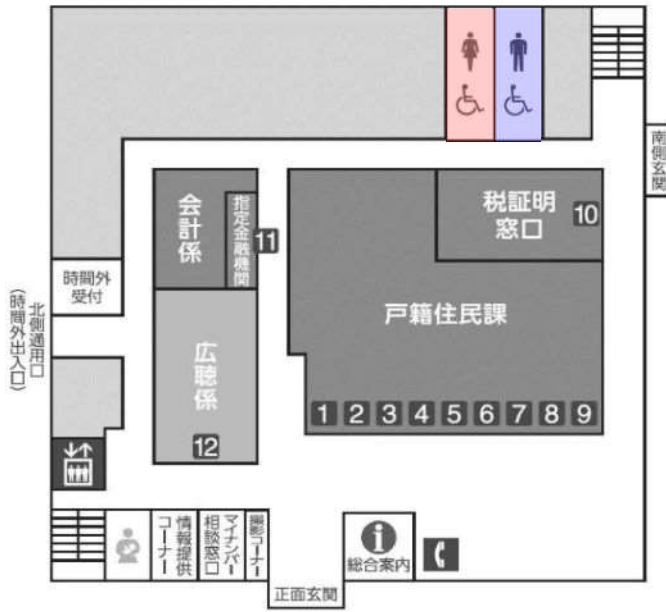
13 発注担当

札幌市南区市民部総務企画課庶務係（011-582-4705）

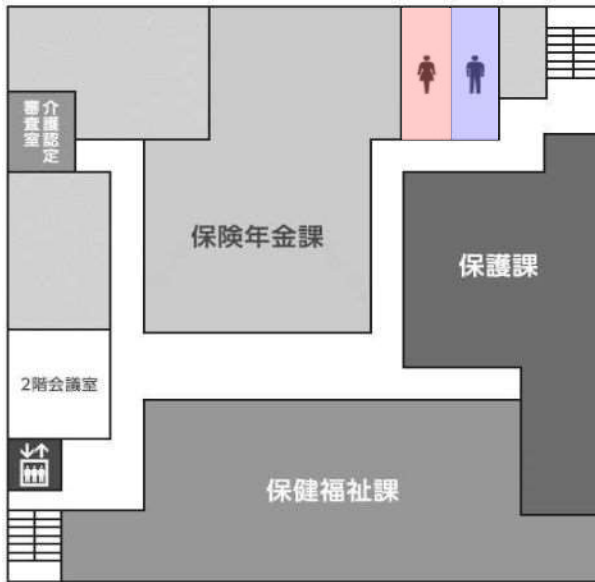
札幌市南区真駒内幸町2丁目 南区役所3階

別紙1 「各階案内図」

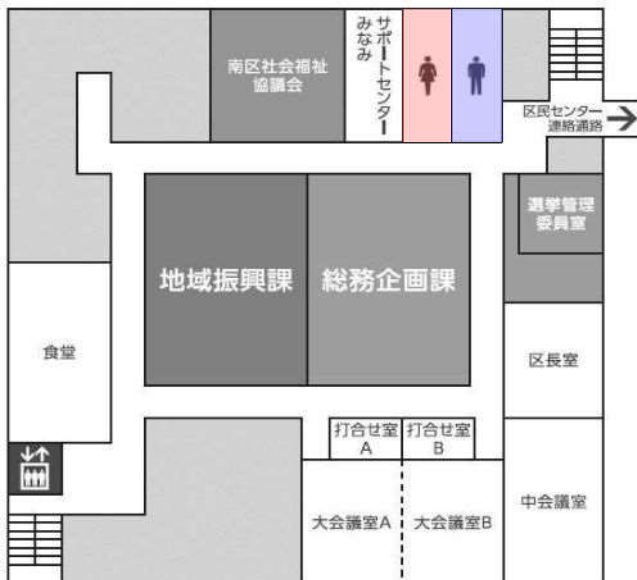
1階



2階

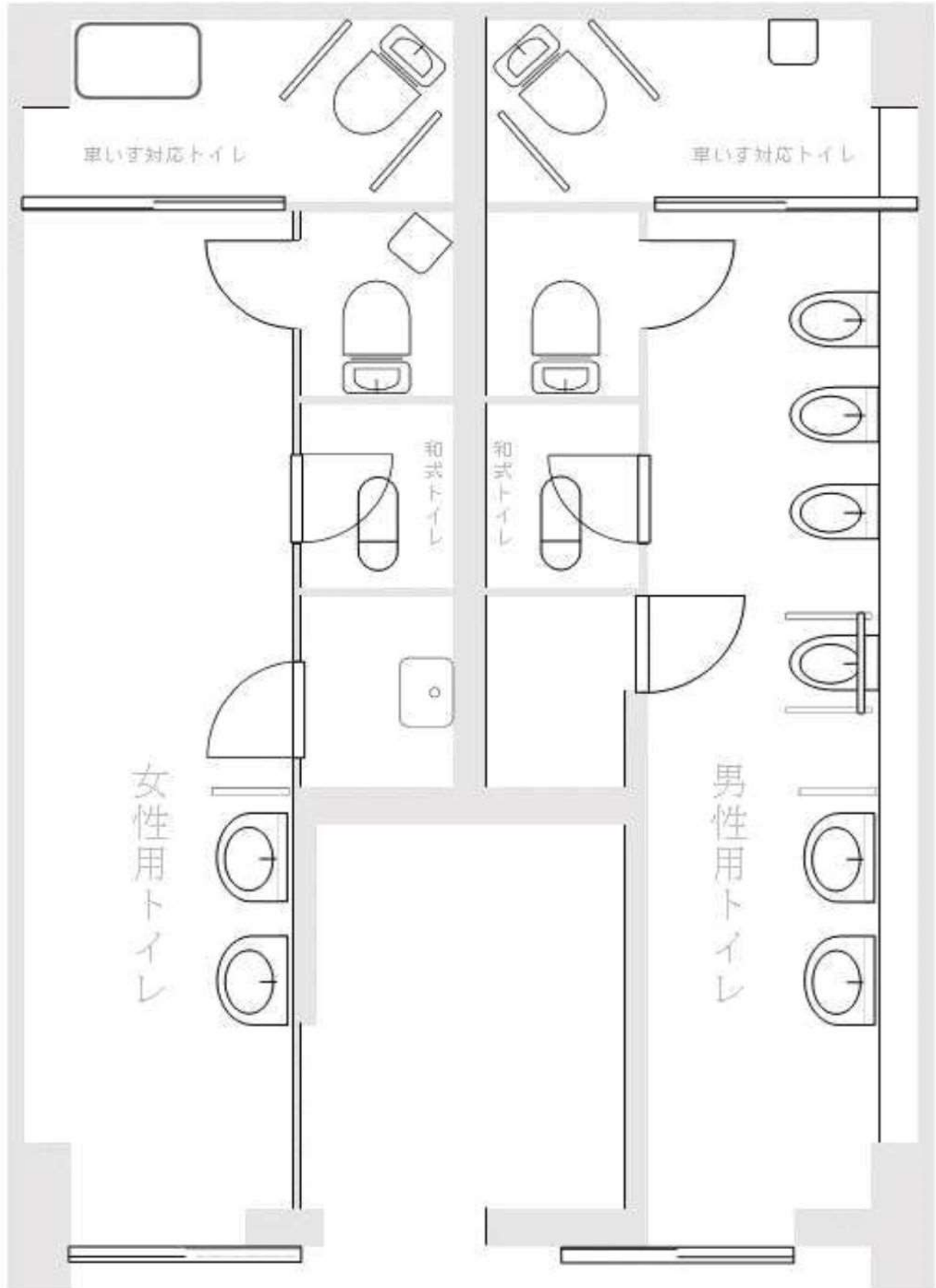


3階



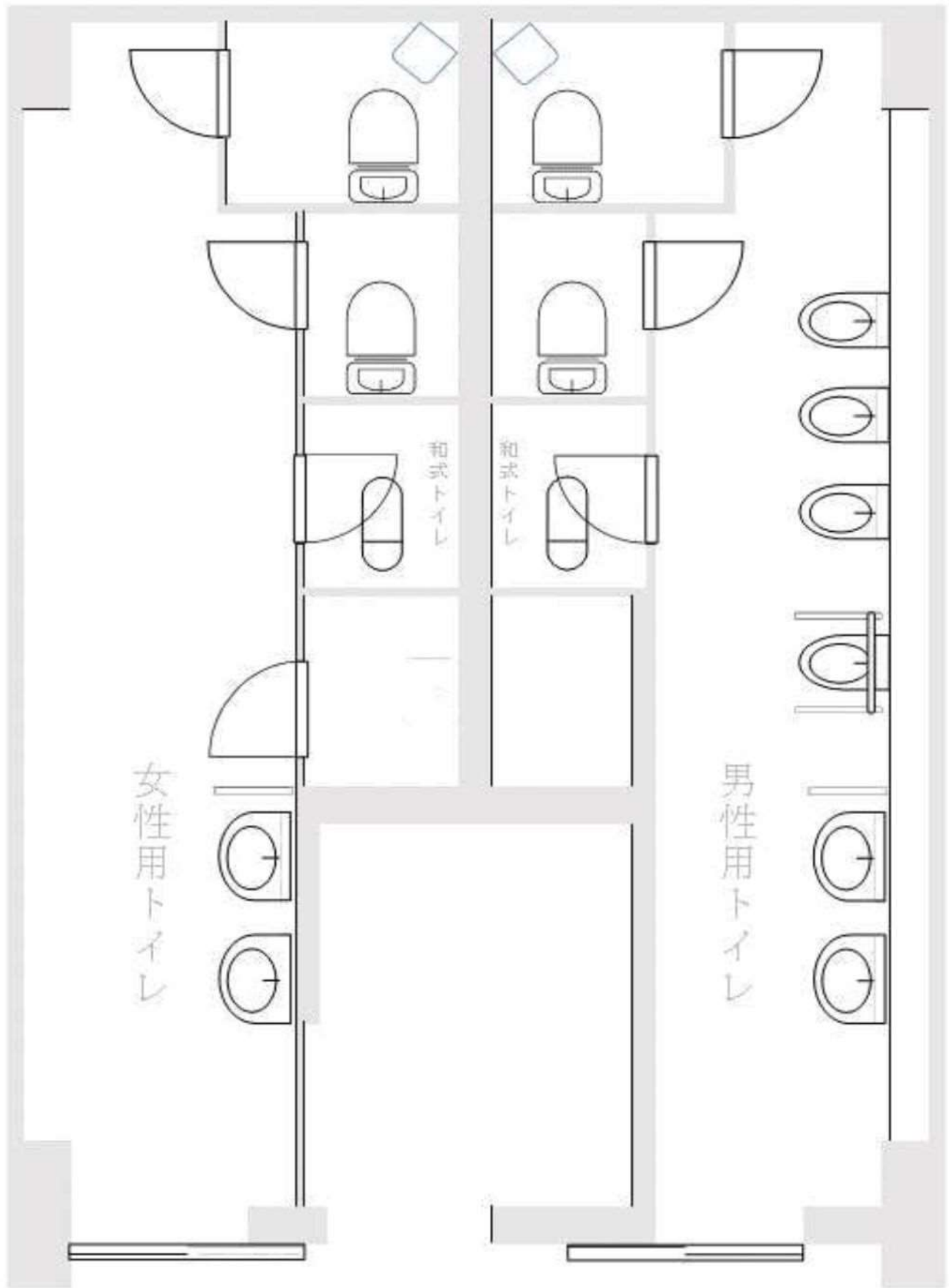
別紙2 「トイレ拡大平面図」

1階

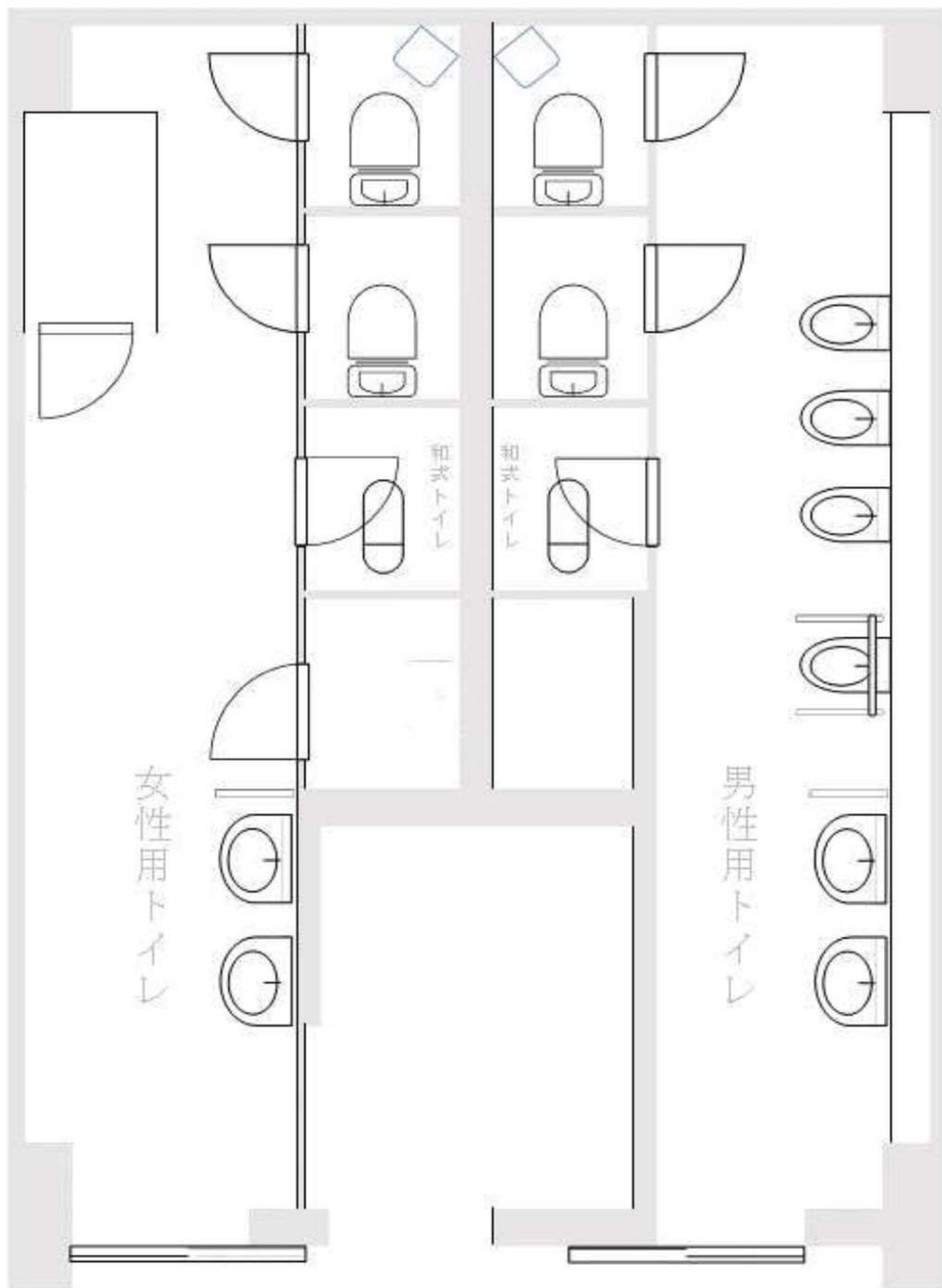


別紙2 「トイレ拡大平面図」

2階



3階



揮発性有機化合物対策

- 1 本工事に使用する化学物質を放散（発散）させる建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有するとともに、揮発性有機化合物の放散（発散）が少ない材料の使用に努める他、以下を満たすものとする。
 - (1) ホルムアルデヒド放散（発散）建築材料に指定されている材料は、F☆☆☆☆等の規制対象外材料とする。
 - (2) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、(1)のほか、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
 - (3) 保温材、緩衝材、断熱材は、(1)のほか、スチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
 - (4) 屋内に使用する塗料は、厚生労働省に指定された 13 物質（以下 13 物質）を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
 - (5) 木質建材、家具、建具類及び二次製品は、(1)のほか、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
 - (6) ワックスは、有機リン系化合物を含有していないものを使用し、13 物質を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
- 2 施工時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物の放散（発散）を促進するために、繰り返し換気を行わなければならない。

揮発性有機化合物の室内濃度測定

- 1 測定物質 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン
- 2 測定方法（※拡散方式・吸引方式）
 - (1) 居室の窓及び扉（造付け家具、押入れその他これらに類するものの扉を含む）を30分間開放し、窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、その状態で採取を行うこと。また、連続的な運転が確保できる換気設備がある場合は稼働させ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。
 - (2) 居室の中央付近の床から概ね1.2mから1.5mまでの高さにおいて採取を行うこと。（学校の教室等については、机上の高さにおいて採取を行うこと。）
 - (3) 採取時間は、吸引方式では30分以上継続して、同時に又は連続して2回以上行う。拡散方式では8時間以上とする。（拡散方式とは、測定バッチ・パッシブサンプラー）
 - (4) ホルムアルデヒドは、DNPH誘導体化固相吸着／溶媒抽出-高速液体クロマトグラフ法によること。